

教育3法案の強行採決に抗議し、廃案を求める決議

- 1 与党は、「学校教育法等の一部を改正する法律案」（学校教育法等「改正」案）、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」（教員免許法等「改正」案）、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（地教行法「改正」案）（いわゆる教育3法案）について、2007年5月17日に衆議院教育再生特別委員会で、翌18日に同本会議で、野党の反対を押し切り、採決を強行して衆議院を通過させた。慎重審議を求める国民の声や問題点を指摘する公述人の意見を無視した拙速採決であり、自由法曹団はこれに強く抗議する。
- 2 教育3法案は、さきごろ「改正」された教育基本法をうけて、国家による教育統制をより具体化するものである。
 - (1) 学校教育法等「改正」案は、「改正」教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、各学校の目的及び教育目標を見直し、「愛国心」等の徳目を刷り込ませるなどして、子どもたちの内心にまで立ち入ろうとする。また、副校長、主幹教諭という職を設け、授業（教務）よりも学校内の管理（校務）を強化する。管理ラインの強化により、国家による教育統制を実効化しようとするものである。
 - (2) 教員免許法等「改正」案は、教員免許状に10年という有効期間を設け、免許状の更新申請をしようとする者は原則として免許状更新講習を受けることを義務づけるものである。しかも政府の国会答弁によれば、単に講習の受講のみで更新がされるのではなく、国が何らかの基準で終了認定を行なうというのである。これは、教員に対する国家的統制を強め、「国のいいなりになる教員づくり」を目指しているものと言わざるを得ない。また、適格性を欠くなどとして分限免職処分を受けた場合、教員免許状は失効することが新たに盛り込まれているが、これに対する不服申立手段の保障はなされていない。教員免許法等「改正」案は、親や子に寄り添って創意工夫にあふれた教育をなそうとする教師の努力を阻害するものである。
 - (3) 地教行法「改正」案は、新たに「基本理念」の条項を置き、「改正」教育基本法の趣旨に則って地方教育行政が行われるべきとしている。さらに、文部科学大臣の権限を強化し、一度は廃止された教育委員会に対する是正要求・改善指示などの権限を与えるものである。文部科学省は、教育再生会議に提出した「教育3法案の意義」に、文部科学大臣が「具体的な措置の内容を示して是正の要求をする」具体例として、「教育委員会が国旗・国歌の指導をしない」場合を明記した。この「是正要求」が、愛国心や国旗・国歌を強制するための統制手段であることは明らかである。このように、地教行法「改正」案は、「改正」教育基本法をさらに具体化し、教育委員会への国家的統制をさらに強化しようというものである。
- 3 以上のように、教育3法案は、子ども、学校組織、個々の教師及び教育委員会という教育に携わる全ての者に、国家的統制を敷こうとしている。このまま教育3法案が成立させられたならば、国家による教育が押しつけられ、お国のための子どもたち作りが始められてしまう。このような事態は、まさに、戦前の「国家による教育」への回帰である。

教育3法案は論点が多岐に亘り、市民生活への影響も大きい、極めて重要な法案であるが、中央教育審議会での審議はわずかに約1か月、衆議院でもわずか1か月半程度の審議で採決が強行されるという拙速審議が強行されている。参議院においては、このような拙速審議によって深刻な問題をはらむ教育3法案を強引に成立させるようなことが絶対にあってはならない。自由法曹団は、教育の国家的統制を図る教育3法案の廃案を強く求めるものである。

2007年5月21日

自由法曹団熊本研究討論集会